

単価契約書

茨城県立中央病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は薬品を乙が甲に供給し、甲が買い受けることについて次のとおり契約する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。なお、第2号に定める単価については、甲乙双方が合意に達するまでの間、暫定的に決定するものであり、合意に達した場合は、甲乙協議した日まで遡及するものとする。

- （1）品 名 別紙のとおり
- （2）単 価 別紙のとおり（消費税抜き）
- （3）契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- （4）納入場所 茨城県立中央病院
- （5）契約保証金 茨城県病院局会計規程第107条第2項第6号の規定により免除

（納入方法）

第2条 乙は、第1条第3号の契約期間中甲の発注あるごとに、そのつど指定する期日までに現品を納入するものとする。この場合、乙は、直ちに納品書をもってその旨を通知するものとする。

（検査）

第3条

- （1）甲は、前条の通知を受けたときは、直ちに乙の立ち会いのもとに検査を行う。
- （2）検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

（危険負担）

第4条 物品受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

（代金支払い）

第5条

- （1）乙は、検査が完了し、甲が現品を受領した後、月毎に確定した数量に単価契約書における単価に乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を乗じて得た金額を、書面をもって代金の支払いを請求するものとする。ただし、算出の際に生ずる円未満の端数は、請求時にその端数を切り捨てるものとする。
- （2）甲は、前項の規定による乙の請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- （3）甲乙双方が合意した単価が、第1条に規定する暫定的に決定した単価と相違する場合は、その後の支払においてその差額を調整するものとする。

（履行遅滞）

第6条 乙の責により甲の指定する期日までに納入しない場合は、その翌日から起算して売買代金（遅滞物品の数量に第1条第2号の単価を乗じた額）に政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256条）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその金額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（取替え又は補修）

第7条 契約履行後であっても材料若しくは技術上の欠陥又は隠れた瑕疵等が発見された場合は、乙は無償でこれを取替え又は補修するものとする。

（事情変更）

第8条 この契約締結後において市場価格等に変動があった場合は、甲乙協議のうえ、単価契約の変更を行うことができるものとする。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙がこの契約に違反したと認められるときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 1 0 条

- (1) 前条の規定により契約が解除され甲に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負う。
(2) 前条の解除により乙に生じた損害については、その責めを負わない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第 1 1 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(協議)

第 1 2 条 この契約に定めない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 住 所 茨城県笠間市鯉淵 6 5 2 8
名 称 茨城県立中央病院
病 院 長 島 居 徹 (印)

乙 住 所 (印)